

各 位

会 社 名 株式会社ストライダーズ
 代表者名 代表取締役社長 早川 良太郎
 (JASDAQ・コード9816)
 問合せ先 管理本部長兼CFO 梅原 純
 電 話 03-5777-1891

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2019年5月28日開催の取締役会において、定款の一部変更の件を2019年6月21日開催予定の当社第55期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(監査役の選任) 第35条 (条文省略) 2 (条文省略) (新 設) (新 設)	(監査役の選任) 第35条 (現行どおり) 2 (現行どおり) <u>3 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> <u>4 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>
(監査役の任期) 第36条 (条文省略) 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監	(監査役の任期) 第36条 (現行どおり) 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した

<p>査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>監査役の任期の満了する時までとする。 <u>ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p>
--------------------------	---

以上